

課税される人は……

- 43年1月1日現在、区内に住み、前年中に所得があった人
- 区内で事業を営み、または家族が区内に住み、あなたが足立区外に住んでいる場合

申告が必要な人は……

- 前年中に所得があった人
- ただし、所得税の確定申告をした人や、給与所得だけで、勤め先から区へ給与支払報告書を出した人は除かれます。

提出期限と場所は……

- 提出期限は3月15日ですが、なるべく早めに区役所、同第二庁舎、またはよりの出張所へお出ください。なお、皆さんの利便を考え、次のとおり職員が出張受け付けを行いますので、ご利用ください。
- 3月11日(月)~12日(火)午前9時~午後4時 場所 第1~第10出張所
 - 13日(水)~14日(木)午前9時~午後4時 場所 第11~第20出張所、東横瀬出張所

計算の仕方

- ① 収入金額-②必要経費-③事業専従者控除額=所得金額
 - ④ 所得金額-⑤所得控除=課税標準額
 - ⑥ 課税標準額×税率=⑦算出所得割額
(実際に計算する場合は、後述の算出所得割額の出し方による)
 - ⑧ 算出所得割額-⑨税額控除=差引所得割額
 - ⑩ 差引所得割額+均等割額(区600円、都100円)=特別区民税、都民税個人分
- なお、③以下、特別区民税分と都民税個人分を、それぞれ別々に計算し、それを合計したものが住民税額となります。次に、用語について簡単に説明します。

必要経費とは……

- 収入を得るために必要な経費で、次のようなものが含まれます。
- 販売した商品の原価、雇人費、減価償却費、種苗代、肥料代、飼糧費、固定資産産などの税金等です。したがって、生活費はこれに含まれませんのでご注意ください。

事業専従者控除とは……

事業所得または不動産所得があり、同一生計の配偶者や15歳以上の親族が、あなたの事業に6か月以上専従した場合、事業専従者として、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない方の金額が収入金額から控除されます。

- (1) 8万円(青色申告による専従者の場合は12万円)
- (2) (事業所得+不動産所得)÷(事業専従者の数+1)

所得控除には……

次の11種類があり、これに該当する場合は所得金額から差し引くことができます。

1. 雑損控除

あなたや同一生計の親族のうち、42年中の各種所得の合計額が13万7千500円以下

の人の資産(家屋、家財道具、現金など)が天災、火災、盗難などで損害を受けた場合、控除されるもので、計算方法は次のとおりです。

$$(\text{損害金額}-\text{保険金などであめられた金額})-(\text{所得金額}\times 10/100)=\text{雑損控除額}$$

2. 医療費控除

あなたや同一生計の親族のために支払った治療費または医薬費などがある場合、控除されるものです。

$$\text{医療費控除額}=(\text{支払った医療費の総額}-\text{保険金などであめられた金額})-(\text{所得金額}\times 5/100)$$

ただし、控除の最高限度額は15万円です。

3. 社会保険料控除

あなたや同一生計の家族の国民健康保険、国民年金などの保険料を42年中に支払った場合、その支払額全額が控除されます。

4. 生命保険料控除

42年中に支払った生命保険料、簡易保

学生、生徒で、給与など勤労による所得があり、42年中の合計所得金額が25万円以下で、かつ不動産、配当など勤労によらない所得が10万円以下の場合、5万円が控除されます。

9. 配偶者控除

配偶者の42年中の各種所得の合計額が5万円以下の場合、8万円が控除されます。

10. 扶養控除

同一生計の親族(配偶者を除く)のうち42年中の各種所得の合計額が5万円以下の人がいる場合、控除されるものです。(42年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含みます。)

- (1) 配偶者控除を受けた場合……1人めから4万円
- (2) 配偶者控除をうけない場合……1人めは7万円、2人めから4万円

11. 基礎控除……10万円です。なお、先般の税制調査会の答申に基づき

個人分

◎ 税額控除とは……

算出所得割の税額から控除されるもので42年中に配当所得があった場合に受けられます。

控除額は……

- 特別区民税分…配当所得金額の3%
- 都民税個人分… 1.2%

ただし、課税総所得金額が1千万円を超える部分の配当所得金額については、この率のそれぞれ半分です。

以上で住民税の申告と計算の仕方についての説明はおわりますが、これ以外に証明書類、領収証等の提出や提示、一定の所得制限など、細かい規定がありますので、わからないところや詳細は、後日郵送する『申告書の手びき』をお読みくださるか、または課税課職員にお尋ねください。

なお、『申告用紙』と『申告書の手びき』は、2月12日ごろまでにみなさんのご家庭にお送りする予定です。万一、届かなかったときは、ごめんどうでも区役所課税課第一課係(内線263~9)または第二庁舎第二課係(886-3165)へご連絡ください。

算出所得割速算表

特別区民税		
課税標準額	税率	速算控除額
15万円まで	2%	0円
40万円まで	3%	1,500円
70万円まで	4%	5,500円
100万円まで	5%	12,500円
150万円まで	6%	22,500円
250万円まで	7%	37,500円
400万円まで	8%	62,500円
600万円まで	9%	102,500円
1,000万円まで	10%	162,500円
2,000万円まで	11%	262,500円
3,000万円まで	12%	462,500円
5,000万円まで	13%	762,500円
5,000万円をこえるもの	14%	1,262,500円

都民税(個人分)		
課税標準額	税率	速算控除額
150万円まで	2%	0円
150万円をこえるもの	4%	30,000円

住民税の申告と書き方

そろそろ住民税の申告

時期が近づいてきました。税金は、まけることができますが正しい申告をすることによって、余分な負担を除くことができます。そこで、今月号は、住民税の申告と計算の仕方について、お知らせします。



✓ 除料がある場合控除されるものです。

支払った保険料が1年間

- (1) 1万5千円までの場合……支払った保険料の金額
- (2) 1万5千円をこえ3万円までの場合……支払った保険料× $\frac{2}{3}$ +7,500円
- (3) 3万円をこえた場合……22,500円(限度額)

ただし、

□ 保険契約による配当金を差し引いてください。

□ 一口9千円をこえるものは証明書を添付してください。

□ 生存保険で5年末満のものは対象になりません。

5. 障害者控除

同一生計の家族内に心身障害者がいる場合、1人について5万円が控除されます。

6. 高齢者控除

明治36年1月1日以前生まれで、所得金額が5百万円以下の場合5万円が控除されます。

7. 寡(か)婦控除

65歳未満の寡婦(未亡人)で、扶養親族または42年中の各種所得の合計額が13万7千500円以下の同一生計の子がある場合、5万円が控除されます。

8. 勤労学生控除

学生、生徒で、給与など勤労による所得があり、42年中の合計所得金額が25万円以下で、かつ不動産、配当など勤労によらない所得が10万円以下の場合、5万円が控除されます。

✓ 住民税減税の一環として一部の所得控除

額および所得制限額等が引き上げられる場合もあります。

④ 算出所得割額の出し方

別掲の速算表により(課税標準額×税率-速算控除額)で計算したものが算出所得割額で、特別区民税分と都民税(個人)分と別々に計算します。

◀例▶ 課税標準額が50万円の場合
500,000円×4/100-5,500円=14,500円

……特別区民税分
500,000円×2/100=10,000円……都民税分

確定申告をされるかたへ

所得税の確定申告をされるかたは、住民税の申告をする必要はありませんが、確定申告書を記入する際、次の事項にご留意ください。

■ 1月1日現在の住所と氏名のフリガナは必ず記入してください。

■ 「給与所得以外の住民税の徴収方法の選択」欄——給与所得の住民税は特別徴収(給料から天引き)することになっていますが、給与所得以外の所得がある場合、◎その分の住民税を給与所得分といっしょに納入したいときは「特別徴収」の項を、◎給与分とは別に直接納入したいときは「普通徴収」の項をそれぞれ○で囲んでください。

■ 確定申告の際、事業専従者を有利な配

偶者控除または扶養控除の対象としたが住民税のときは、逆に事業専従者として申告したい場合、その人の氏名を記入してください。

■ その他、所得税の『申告書の手びき』の住民税に関する事項の説明を読んでから記入するようお願いいたします。

確定申告の説明会

次により確定申告書の書き方について説明会を開きます。もよりの会場へおこしく下さい。時間はいずれも午後1時~4時30分まで。

- 2月13日—産業振興館(千住一丁目50)
- 14日—青年館(西新井一丁目4-17)
- 15日—東部区民福祉センター(東横瀬一丁目5-17)

特別弔慰金の請求

特別弔慰金の請求受け付けが5月三十一日までです。特別弔慰金の請求受け付けが5月三十一日までに終了になります。お早めに請求してください。お早めに区役所福祉課係(内線365)へ請求してください。

国債の担保貸し付け

贈与者・遺贈者等の妻に対する特別給付金と遺族に対する特別給付金の国債債券をお持ちのかたに、国債を担保として生業資金をお貸しします。申し込みは福祉課係へ。

身障者のための相談員制度発足

身体障害者の更生相談や指導を行う相談員制度が、本区に発足し、次の五名が委嘱されました。お困りのかたはご相談ください。

へ敬称略)▽宇田川民子(千住町九四 電話八八一四一三三)▽松井秀雄(小台一三七一 電話九一三三三)▽松原次郎(本町二一七 電話八八六六八)▽百目鬼新一(六六二四二 電話八八六一三)▽沖本英代子(東島根町二二八 電話八八四一五九七八)

職業訓練生募集

足立職業訓練所が、繰繰五丁目六に新築移転することになり、四月一日入所の訓練生を、三月九日までに募集受け付けています。募集科目は、自動車整備、機械・塗料、木工、ラジオ・テレビ修理、写真、経理事務、問合わせは、足立職業訓練所(電話八八七二四)へ。

パートタイム相談

毎月第四木曜午後一時から四時まで、区第二庁舎でパートタイムの出張職業相談をおこなっていますのでご利用ください。足立公共職業安定所

保険証書き替え

政府健康保険の保険証を書き替え中です。書き替え期限は二月十六日。くわしくは足立社会保険事務所(電話八八八六一八)へ。

■あなたは、いつも安全運転をしていますか ■2月29日は…固定資産税第四期分の納期です